

---

## 愛媛県立子ども療育センター外壁調査業務委託について

---

### ○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年10月21日

愛媛県立子ども療育センター 所長 若本裕之

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 件名

愛媛県立子ども療育センター外壁調査業務委託

##### (2) 委託業務名及び数量

愛媛県立子ども療育センター外壁調査業務委託 1 式

##### (3) 仕様等

別添仕様書のとおりとする。

##### (4) 契約期間

契約日から令和5年3月17日まで

##### (5) 委託業務の履行場所

愛媛県立子ども療育センター

##### (6) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額をもって、落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2～4年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 一級建築士若しくは二級建築士又は建築物調査員（た

だし、建築物調査員にあっては、特定建築物調査員（旧：特殊建築物等調査資格者）である者に限る。）を擁し、建築基準法第12条第2項に基づく点検のうち、「外装仕上げ材等」の調査項目に係る「タイル、石貼り等、モルタル等外壁」について全面打診等を行い、劣化及び損傷の状況を確認、報告できる者であること。

なお、上記の者で、一級建築士、二級建築士又はこれらの者を使用する者である場合は、3(1)に掲げる開札日時までに建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の建築士事務所登録が完了又は完了予定であること。

(3) 上記(2)の外、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。

(4) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定までの日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。

(5) 原則として過去2年間において国及び地方公共団体等との本件入札と金額が同程度以上の実績を2回以上有する等、適正かつ確実に履行できる体制が整備されていること。

### 3 入札の日時及び場所等

#### (1) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和4年11月16日（水）午前11時00分

場所 愛媛県立子ども療育センター1階会議室

入札書の提出方法 入札場所で直接提出する。

開札 即時開札とする。

#### (2) 入札説明書の問い合わせ先等

愛媛県立子ども療育センター事務局庶務係

〒791-0212

愛媛県東温市田窪2135番地

電話 (089)955-5530

#### 4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条の規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、2の（2）及び（3）に掲げる書類その他必要な書類を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。

なお、所長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

提出期限 令和4年11月11日（金）午後5時15分

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県立子ども療育センター所長が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、この入札は、最低制限価格制度を適用するため、最低制限価格を下回る入札が行われた場合、当該入札をした者は落札者となれない。

(7) その他

詳細は、入札説明書及び同別記による。